

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月六日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第一号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和三十六年広島県人事委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第二条 (支給職) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 給与条例第九条の二第二項第四号に規定する職は、行政職給料表の適用を受ける職員<del>の職</del>で情報に関する高度な専門的知識を必要とする<del>と</del>人事委員会が認めるものとする。</p> <p>第三条 (職員の範囲) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 前条第四項に規定する職に採用された職員</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 採用の日から十年を経過するまでの期間内に新たに第二条第四項に規定する職を占めることとなった職員</p> <p>第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年（第三条第二号又は前条第三号に規定する職員にあつては十五年、第三条第三号又は前条第四号に規定する職員にあつては十年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年、第三条第三号又は第四条第四号に規定する職員にあつては十年）とし、その月額<del>は</del>職員の区分及び採用の日又</p>	<p>第二条 (支給職) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第三条 (職員の範囲) (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第五条 前二条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して三十五年（第三条第二号又は前条第三号に規定する職員にあつては十五年）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第六条 初任給調整手当の支給期間は三十五年（第三条第二号又は第四条第三号に規定する職員にあつては十五年）とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第四条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別</p>

は第四条に規定する職員となつた日以後の期間の区分に応じた別表第一に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三條第一号又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三條第二号又は第四條第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日から採用の日又は第四條第三号に規定する職員となつた日の前日又は第四條第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、第四條第四号に規定する職員に対する同表の適用については、採用の日から同号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

## 2・3 (略)

第七條 第三條又は第四條に規定する職員となつた者（第三條第二号及び第四條第三号に規定する職員並びに第五條に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前條第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年（第三條第三号又は第四條第四号に規定する職員にあつては十年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

表第一に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）第十條第三項の規定により同條第一項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた職員にあつては、その額に職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号）第二條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同條第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。この場合において、第三條第一号又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日までの期間が四年（臨床研修を経た場合にあつては六年、実地修練を経た場合にあつては五年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から三年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員となつた日からその超えることとなる期間（一年に満たない期間があるときは、その期間を一年として算定した期間）に相当する期間、第三條第二号又は第四條第三号に規定する職員に対する同表の適用については、大学卒業の日から採用の日又は第四條第三号に規定する職員となつた日の前日又は第四條第三号に規定する職員となつた日の前日までの期間に相当する期間、初任給調整手当が支給されていたものとする。

## 2・3 (略)

第七條 第三條第一号又は第四條第一号若しくは第二号に規定する職員となつた者（第五條に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となつた日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前條第一項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が三十五年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 (第六条関係)

期間の区分	職員の区分		2項職員 円	3項職員 円	4項職員 円
	1種	2種			
1年未満	368,800 円	308,600 円	50,800 円	30,000 円	50,000 円
1年以上2年未満	368,800	308,600	50,800	30,000	50,000
2年以上3年未満	368,800	308,600	50,800	30,000	50,000
3年以上4年未満	368,800	308,600	50,800	30,000	50,000
4年以上5年未満	368,800	308,600	50,800	30,000	50,000
5年以上6年未満	368,800	308,600	50,800	30,000	50,000
6年以上7年未満	368,800	308,600	49,000	30,000	50,000
7年以上8年未満	368,800	308,600	47,200	30,000	50,000
8年以上9年未満	368,800	308,600	45,400	30,000	50,000
9年以上10年未満	368,800	308,600	43,600	30,000	50,000
10年以上11年未満	368,800	308,600	41,800	25,000	
11年以上12年未満	368,800	308,600	40,000	20,000	
12年以上13年未満	368,800	308,600	38,200	15,000	
13年以上14年未満	368,800	308,600	36,400	10,000	
14年以上15年未満	368,800	308,600	35,000	5,000	
15年以上16年未満	368,800	308,600	33,600		
16年以上17年未満	364,800	305,300	32,200		
17年以上18年未満	360,800	302,000	30,800		
18年以上19年未満	356,800	298,700	29,400		
19年以上20年未満	352,800	295,400	28,000		
20年以上21年未満	348,800	292,100	26,600		
21年以上22年未満	331,900	278,300	26,000		
22年以上23年未満	314,700	264,300	25,400		
23年以上24年未満	298,000	250,800	24,400		
24年以上25年未満	281,100	236,900	23,800		
25年以上26年未満	264,200	223,200	23,200		
26年以上27年未満	243,400	205,600	22,600		
27年以上28年未満	223,000	188,500	22,000		
28年以上29年未満	202,600	171,200	21,200		
29年以上30年未満	181,800	153,600	20,900		
30年以上31年未満	159,900	135,600	20,500		
31年以上32年未満	138,000	117,300	19,900		
32年以上33年未満	116,300	99,400	19,000		
33年以上34年未満	84,400	73,400	18,100		

34年以上35年未満	54,600	49,100	17,400	
------------	--------	--------	--------	--

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「1項職員」とは第2条第1項の職を占める職員を、「2項職員」とは同条第2項の職を占める職員を、「3項職員」とは同条第3項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。
- 3 この表において、「1種」とは第2条第1項第1号の職を占める職員を、「2種」とは同項第2号の職を占める職員をいう。

別表第二 (第七条の二関係)

期間の区分	職員の区分	
	2項職員	4項職員
1年未満	円 35,600	円 35,000
1年以上2年未満	35,600	35,000
2年以上3年未満	35,600	35,000
3年以上4年未満	35,600	35,000
4年以上5年未満	35,600	35,000
5年以上6年未満	35,600	35,000
6年以上7年未満	34,300	35,000
7年以上8年未満	33,000	35,000
8年以上9年未満	31,800	35,000
9年以上10年未満	30,500	35,000
10年以上11年未満	29,300	
11年以上12年未満	28,000	
12年以上13年未満	26,700	
13年以上14年未満	25,500	
14年以上15年未満	24,500	
15年以上16年未満	23,500	
16年以上17年未満	22,500	
17年以上18年未満	21,600	
18年以上19年未満	20,600	
19年以上20年未満	19,600	
20年以上21年未満	18,600	
21年以上22年未満	18,200	
22年以上23年未満	17,800	
23年以上24年未満	17,100	
24年以上25年未満	16,700	
25年以上26年未満	16,200	
26年以上27年未満	15,800	
27年以上28年未満	15,400	

28年以上29年未満	14, 800	
29年以上30年未満	14, 600	
30年以上31年未満	14, 400	
31年以上32年未満	13, 900	
32年以上33年未満	13, 300	
33年以上34年未満	12, 700	
34年以上35年未満	12, 200	

備考

- 1 この表において、期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号（第3号を除く。）の職員となつた日以後の期間を示す。
- 2 この表において、「2項職員」とは第2条第2項の職を占める職員を、「4項職員」とは同条第4項の職を占める職員をいう。

附 則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。